

大分県報

令和五年
号外（二四）
三月二十三日

（木曜日）

目次

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………一

大分県知事選挙選挙長告示

大分県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………二
大分県知事選挙における選挙立会人として届出があつた者が十人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時……………二

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和五年三月二十二日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和五年三月二十三日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一八、九一九人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………二一八、二三八人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………一三三、二九五五人

| | |
|---------|-----------|
| 大分市 | 一三三、二九五五人 |
| 別府市 | 三二、五九一人 |
| 中津市 | 二二、六七六人 |
| 日田市 | 一七、五〇四人 |
| 佐伯市 | 一九、四一人 |
| 臼杵市 | 一〇、五一一人 |
| 津久見市 | 四、七二〇人 |
| 竹田市 | 五、八三四人 |
| 豊後高田市 | 六、一五一人 |
| 杵築市 | 七、八六二人 |
| 宇佐市 | 一五、〇二七人 |
| 豊後大野市 | 九、七一一人 |
| 由布市 | 九、三五六人 |
| 国東市・姫島村 | 八、二〇五人 |
| 日出町 | 七、八〇四人 |
| 九重町・玖珠町 | 六、六四八人 |

大分県選挙管理委員会告示第二十四号

令和五年四月九日執行の大分県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和五年三月二十三日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
三〇、八二一、四〇〇円

○大分県知事選挙選挙長告示

大分県知事選挙選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の大分県知事選挙における選挙立会人として届出のあつた者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月二十三日

大分県知事選挙選挙長 一 木 俊 廣
一 場所 大分市大手町三丁目一番一号
大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室
二 日時 令和五年四月七日十時